

# 平成30年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成30年10月25日(木曜日)
- 2 開催時間 午後1時35分開会 午後1時55分閉会
- 3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第1委員会室
- 4 出席委員 19名  
1番・宿谷 昌一      2番・鷺尾 勲      3番・川上 和幸      4番・山口 喜松  
5番・一宮 敏昭      6番・鹿野 直子      7番・松木 一幸      8番・笹田 文彦  
9番・清水 利秋      10番・高倉 伸淳      11番・石尾 卓也      12番・滝川 岳雪  
13番・宮嶋 睦子      14番・平 克洋      15番・吉田 清      16番・波能 隆  
17番・柿木 和恵      18番・鈴木 剛      19番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 なし
- 6 会議出席  
事務局職員 津村 事務局長      三浦 農地係長      井上 農地係主査  
清原 農地係主査      長根 農地係主任      石山 農地係主任  
荒 農地係主任      武田 農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録  
署名委員 13番・宮嶋 睦子      14番・平 克洋
- 9 議事内容  
(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について  
(3) 議案第3号 現地目証明願について  
(4) 議案第4号 旭川農業振興地域整備計画について  
(5) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について  
(6) 議案第6号 農地・非農地の判断について  
(7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
(8) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について  
(9) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について

## 10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は19名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 13番宮嶋委員、14番平委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

- 
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、西神楽地区の2件でございます。
- 内容について御説明いたします。
- 番号1番につきましては、譲渡人が貸付地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号2番につきましては、譲受人が譲渡人から借り受けて耕作していた農地を譲り受け、引き続き耕作しようとする案件です。
- お手元にある農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（平 克洋） はい、14番平です。
- 1番及び2番について、補足説明します。
- 事務局から説明のあったとおりですが、番号1番につきましては、譲渡人が貸付地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号2番につきましては、譲受人が譲渡人から借り受けて耕作していた農地を譲り受け、引き続き耕作しようとする案件であり、いずれも地区として問題ないと考えますので、よろしく御審議願います。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番及び2番について、審議願います。
- 御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号異議なしと認め、許可することに決定いたします。

- 
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。

日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転は、ありません。賃借権等設定につきましては、13件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が3件、永山地区が2件、江神地区が2件、西神楽地区が5件、東旭川地区が1件となっております。

集積面積は、26.54haでございます。

内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号1番ないし13番の内訳につきましては、農地中間管理機構に貸付ける案件が3件、期間満了再設定案件が9件、参加法人への貸付案件が1件となっております。

この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、賃借権等設定番号1番ないし13番について審議願います。御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第2号異議なしと認め、計画を決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第3議案第3号「現地目証明願について」御説明いたします。

西神楽地区で1件、東旭川地区で7件、合計8件の願出があり、願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は、表中程にあります現地調査欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第9条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（波能 隆） はい、16番波能です。

1番について補足説明します。

1番につきましては、利用状況にあるとおり、従前から原野となっていたことから、農採地以外と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○委員（滝川 岳雪） はい、12番滝川です。

2番について補足説明します。

2番につきましては、従前から畑として利用されていたことから、現況が畑の農地と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○委員（笹田 文彦） はい、8番笹田です。

3番ないし7番について補足説明します。

3番につきましては、利用状況にあるとおり上段の1筆目は、従前から住宅1棟、物置1棟、車庫1棟及び納屋1棟がありましたので農採地以外と判断しました。

ほか2筆につきましては、従前から畑として利用されていたことから、現況が畑の農地と判断しましたので、よろしく申し上げます。

4番につきましては、従前から宅地であり、また、5番につきましては、従前から雑種地であり、6番につきましては、従前から倉庫2棟及び通路となっており、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願ひします。

7番につきましては、利用状況にあるとおりに上段から1筆目は、従前から庭となっており、2筆目ないし4筆目は、従前から家庭菜園となっており、農採地以外と判断しました。

5筆目及び6筆目は、従前から畑となっており、現況が畑の農地と判断しました。

7筆目及び8筆目は、従前から田となっており、現況が田の農地と判断しました。

9筆目は、従前から車庫1棟がありましたので農採地以外と判断しました。

10筆目につきましては、畑として利用されていたことから、現況が畑の農地と判断しましたので、よろしくお願ひします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

8番につきましては、利用状況にあるとおりに、従前から山林となっていたことから、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第3号について審議願ひします。御意見、御質問ございせんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第3号「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（井上 主査） 事務局。

日程第4議案第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。

議案第4号別紙、及び資料を御覧ください。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、「市町村長は農業委員会の意見を聴くものとする。」となっております。

その趣旨は、農業委員会が、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等、農地の利用関係の調整といった集団化構造政策の推進上、重要な役割を担っていることにより、旭川市長からこの計画変更についての意見を求められているものです。

今回は、編入が5件、除外が1件、合計6件の変更案となっております。

今回、計画変更について旭川市長から意見を求められているところでもありますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第4号について審議願ひします。

御意見、御質問ございせんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございせんので、議案第4号「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第5議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を上程いた

します。

事務局から説明いたします。

○事務局（石山 主任） 事務局。

日程第5議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について」御説明いたします。

本件につきましては、農業公社から借主へ農地中間管理事業の実施として賃借権を設定する計画案3件です。

それでは、内容について御説明いたします。

番号1番ないし3番につきましては、さきに議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」の番号1番ないし3番において、北海道農業公社が農地所有者から農地を借り受ける旨の御決定をいただいたところですが、当該農地について、地区内の借受人へ賃借権の設定を行うものであります。

いずれの計画案につきましても、賃借権設定期間の始期は、北海道知事の認可公告がなされてから、これは予定では平成30年12月17日となっております。

配付しました資料1ページをご覧ください。農地中間管理事業において農地を借り受けることができるものは、農地中間管理機構へ借受希望者として登録された者の中から、農地中間管理事業規程第9条に基づき決定することとされており、本計画案につきましては、いずれも基本原則に則り、優先順位によって借受人を選定されております。

いずれの計画案の内容につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び農地中間管理事業規程第9条に適合しており、適正なものであると考えます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（山口 喜松） はい、4番山口です。

1番ないし3番について補足説明します。

いずれの案件につきましても、議案の選定理由にありますとおり、借受希望者を選定するもので、地区として問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第5号について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第5号「異議なし」と認め、農用地利用配分計画案は適正であると決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第6議案第6号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。

日程第6議案第6号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。

今年度、農地利用状況調査において農地の現況確認を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。

議案第6号を御覧ください。

各農地の現況につきまして、農地の所有者等へ事前に文書にて通知しております。

その中で、非農地化に対して肯定的な意見があったもの及び特段の意見のなかったものについてお諮りしております。

御審議いただく土地について、地区ごとの件数は東旭川地区が5件、西神楽地区が2件、江神地区が8件、東鷹栖地区2件の計17件で、面積はおよそ21haとなっております。

なお、農地に該当しない旨の判断をした場合は、土地所有者、北海道、旭川市、法務局等への関係機関に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整理等を行うこととなります。

次に、議案第6号資料を御覧ください。

これらの農地は、今回の農地・非農地の判断の審議対象から除外したものです。

まず、農地として利用したい又は草刈り管理をしていくと回答があったものが4件、およそ13haありました。こちらにつきましては、来月に改めて利用意向調査を実施する予定の農地となります。

また、所有者が死亡し、登記上の相続人が不明なものが1件、宛先不明で返送されたものが3件の計4件、およそ2haの農地については、戸籍調査など事務手続を進めた上で、次年度以降の処理としたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

番号1番から5番までについて、補足説明いたします。

1番から4番までにつきましては、従前から山林化しており、5番につきましては、従前から荒廃化していましたが、非農地と判断しましたので、よろしく願いいたします。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。

番号6番及び7番について、補足説明いたします。

6番及び7番につきましては、従前から荒廃化しているほか、7番につきましては、傾斜も急でありましたことから、非農地と判断しましたので、よろしく願いいたします。

○委員（清水 利秋） はい、9番清水です。

番号8番ないし15番について、補足説明いたします。

8番ないし13番及び15番につきましては、従前から山林化しており、14番につきましては、従前から荒廃化しておりましたことから、非農地と判断しましたので、よろしく願いいたします。

○委員（山口 喜松） はい、4番山口です。

番号16番及び17番について、補足説明いたします。

16番及び17番につきましては、従前から山林化しておりましたことから、非農地と判断しましたので、よろしく御審議願います。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番から17番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第6号異議なしと認め、議案のとおり非農地と決定いたします。

- 議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でありますが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。  
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、東旭川地区で8件、永山地区で1件、合計9件の届出があり、届出の内訳としましては、全て相続による取得でございます。  
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。  
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。  
○委員 （「なし。」の声あり。）  
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。
- 

- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（長根 主任） 事務局。  
日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で1件、西神楽地区で1件の合計2件あり、これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。  
○委員 （「なし。」の声あり。）  
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。
- 

- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」事務局から説明いたします。
- 事務局（石山 主任） 事務局。  
日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」御説明いたします。  
本件につきまして報告書の提出があった法人は、1番の1法人でございます。この法人につきまして別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認いたしました。  
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。  
○委員 （「なし。」の声あり。）  
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。
- 

- 議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたします。  
これをもちまして、平成30年度旭川市農業委員会第7回定例農地部会を閉会いたします。